

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和6年度評価指標に対する評価結果について

1 交付金の概要

- (1) 平成 29 年「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう制度化された。
- (2) (1)を受けて、平成 30 年度からは自治体への財政的なインセンティブとして、自治体の取組を客観的な指標で評価し、達成状況(評価指標の総合得点)に応じて金額が決まる、保険者機能強化推進交付金が創設される。
- (3) 令和2年度には、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金が創設される。これにより、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けが強化される。

2 評価指標について

令和6年度評価指標については、保険者機能強化推進交付金等が保険者機能の強化に一層資するものとなるよう、①保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の役割分担の見直し、②評価を行う保険者の負担にも配慮した評価指標の縮減、③プロセス指標とアウトカム指標との関連性をより明確にするためのアウトプットや中間アウトカムに関する評価指標の充実など、大幅な見直しが行われている。

また、保険者機能強化推進交付金の評価指標の目標 I (i)体制・取組評価指標群(4)において、「年に1回以上、評価結果を庁内及び外部関係者が参画した場で説明・共有すること」が評価指標に追加されたことから、本年度より介護保険運営委員会で評価結果を共有することとする。